

新型コロナウイルス感染症による入院給付金等のご請求について

入院給付金等をお支払いする対象

◆新型コロナウイルス感染症による入院給付金等のお支払い対象は以下の通りです

ケース		陽性判明日(*1)		
		～2022(令和4)年 9月25日	2022(令和4)年9月26日～ 2023(令和5)年5月7日	2023(令和5)年 5月8日～
実際に、医療機関へ入院された場合		○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
宿泊療養・ 自宅療養 の場合 (特別取扱)	重症化リスクの高い方 (*2)	○ お支払い対象	○ お支払い対象	× お支払い対象外
	上記以外の方	○ お支払い対象	× お支払い対象外	× お支払い対象外

(*1) 陽性判明日または診断日を指します

(*2) 「重症化リスクの高い方」とは、保健所への発生届の対象となる以下のいずれかに該当する方になります

☐ 65歳以上の方 ☐ 妊娠している方 ☐ 入院を要する方

☐ 重症化リスクがあり、かつ、所定の新型コロナ治療薬(*3)の投与または新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
(所定の新型コロナ治療薬・酸素投与がある場合でも、保健所への発生届の対象でない場合はお支払いの対象とはなりません)

(*3) 厚生労働省が定める以下の治療薬となります

☐ ロナプリーブ(カシリビマブ・イムデビマブ) ☐ ステロイド薬(デカドロンなど) ☐ ゼビュディ(ソトロビマブ)
☐ アクテムラ(トシリズマブ) ☐ パキロビッド(コルマトレルビル・リトナビル) ☐ オルミエント(バリシチニブ)
☐ ラゲブリオ(モルヌピラビル) ☐ ベクルリー(レムデシビル)

なお、ゾコーバ(エンシトレルビル)やカロナール・ロキソニン等の解熱・鎮痛薬や市販の風邪薬は含まれません

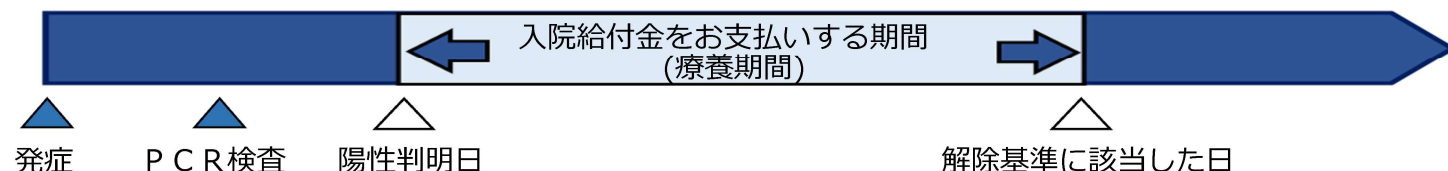


ご契約日にかかわらず、すべてのご契約に対し一律適用となります

入院給付金をお支払いする期間

◆陽性判明日から厚生労働省の定める解除基準に該当した日までがお支払いの対象となります
(療養終了日が不明の場合は、厚生労働省の定める療養期間に準じて、お支払いとなります)

【自宅療養された場合】(イメージ)



ご提出いただく書類 (療養期間終了後にご提出ください)

医療機関への入院の場合

請求書(電子手続き含む)とあわせて、医療機関が発行する当社所定の診断書をご提出ください
※入院期間によっては、診断書に代えて「医療機関が発行する領収書、退院証明書等」によりお取扱い可能です

宿泊・自宅療養の場合 (特別取扱)

ご提出いただく書類については、**【次頁】**をご覧ください

新型コロナウイルス感染症による『宿泊・自宅療養』の証明書類について

陽性判明日が **2023年5月8日以降** の場合、入院給付金等のお支払い対象外となります

陽性判明日が **2023年5月7日以前** の場合、以下をご確認ください

請求書(電子手続き含む)とあわせて、次の書類(いずれもコピー可)をご提出ください

「My HER-SYS」の“療養証明書”画面 をご提出いただける方

◆スマートフォン等での「My HER-SYS*」の“療養証明書”画面 をご提出ください

* 陽性者ご本人がご自身の健康状態を入力できる、厚生労働省が提供する健康管理システムです

 「My HER-SYS」の療養証明機能は、厚生労働省より、2023年9月末まで利用可能と発表されておりますので、お早めにお手続きください

なお、10月以降も、事前に保存・印刷された「My HER-SYS」の“療養証明書”画面で、お手続き可能です

「My HER-SYS」の“療養証明書”画面 をご提出いただけない方

◆以下のア～ウのいずれかの書類 をご提出ください

ア. 新型コロナに罹患したことを示す医療機関や検査センター等が発行する検査結果表
被保険者名・検査日または検査結果判明日の表示があるものに限りです

イ. 自治体の健康フォローアップセンター*の受付結果

被保険者名の表示があるものに限りです

* 自治体により名称が異なりますので、お住まいの自治体の名称をご確認ください

ウ. 上記ア～イがない場合は、医師が新型コロナウイルス感染症と診断したことがわかる書類

陽性判明日が、2022年9月26日～2023年5月7日の場合

◆上記のア～ウに加えて、以下の書類のうちいずれか1点をあわせてご提出ください

重症化リスクの分類	いずれかの書類をご提出ください
65歳以上の方	追加の書類は必要ありません
妊娠している方	・ 母子健康手帳(被保険者名・交付日が確認できるページ) ・ 医師・医療機関による妊娠していることを証明する書類
重症化リスクがあり、かつ、 新型コロナ治療薬の投与または、 新型コロナ罹患により新たに 酸素投与が必要と医師が判断する方	・ 新型コロナ治療薬(※)が確認できる診療明細書・調剤明細書 等 ・ 「酸素吸入」または「在宅酸素療法指導管理料」の算定記載のある診療明細書 等 ※新型コロナ治療薬は、【前頁】に記載しています

 宿泊・自宅療養の期間が、厚生労働省の定める療養期間を超えた場合、
上記に加えて、療養期間がわかる証明書をご提出ください

 お客様自ら抗原検査キット等で実施した検査結果のみではご請求いただけません

 **既にお持ちの場合に限り**、医療機関・保健所等発行の「就業制限(解除)通知書」等の療養証明書
(いずれもコピー可)でもお取扱いいたします